

令和7年度

陳情書に対する回答

## ＜教育委員会関係＞

### 【全障害種】

#### 1. 学習環境の整備・充実について

特別支援学校で学ぶ児童生徒数の増加が続いています。新校の開設、高校内分校の開設、校舎の増築等の対応をしていただいておりますが、過密状態、教室不足は常態化しております。また、昭和54年の義務化前後に建設された学校をはじめ、校舎の老朽化が進んでおります。子供たちの学習環境の充実に向けて、以下のことを要望します。

- ① 児童生徒数の増加と多様な学びの環境づくりに対応する施設設備の充実に向けて、引き続き教育環境の整備をお願いいたします。トイレの老朽化で困っている学校にはリフォームを、暗証番号付きの電子ロックキーのない学校には整備を、雨漏りがしている学校には即時修繕をお願いいたします。また、児童生徒数の増加に伴い給食の提供が難しくなっている学校には、給食室の改修などの対応をお願いいたします。

#### 【特別支援教育課】

知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒は、県南部・県東部地域を中心に依然として増加傾向が続いております。

そのため、令和7年3月に策定した埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、新校2校の設置及び既存校2校の改築・増築を計画的に進めております。

こうした整備を着実に行うとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、新校の設置や校舎の改築・増築など効果的な手法を検討しながら、特別支援学校の教育環境の整備に取り組んでまいります。

#### 【財務課】

既設のエアコンにつきましては、大規模改修等や各学校からの要望事項、施設・設備の経過年数、老朽化の具合などを総合的に勘案して、不具合箇所の改修・修繕に対応しております。今後も、各学校からの要望事項等を踏まえ、エアコンの改修・修繕を行ってまいります。

体育館のエアコンについては、現在、県では、防災拠点校の体育館へのエアコン設置を順次、進めており、防災拠点校を除く学校の体育館のエアコン設置については、整備を進めるための検討を行っているところです。防災拠点校を除く県立学校の体育館のエアコン設置については、財源の見通しも含め、引き続き、検討してまいります。

- ② 近年の夏は異常な暑さが常態化してきており、体育館のエアコン設置が必須です。熱中症のリスクが高い中での屋外での運動は危険であり児童生徒の運動量が確保できない状況にあります。特別支援学校には、体温調節の難しい子供たちが多いため、体育館にエアコンを設置してください。地元の小中学校でも導入が進んでいます。また、感染症と熱中症の対策として、エアコンにかかる負荷が高くなり、機械の故障が頻発しております。体育館のエアコン設置、屋内プールの設置等、年々暑さが苛酷になってきている状況を踏まえ、早急に熱中症対策をお願いいたします。

#### 【財務課】

既設のエアコンにつきましては、大規模改修等や各学校からの要望事項、施設・設備の経過年数、老朽化の具合などを総合的に勘案して、不具合箇所の改修・修繕に対応しております。今後も、各学校からの要望事項等を踏まえ、エアコンの改修・修繕を行ってまいります。

体育館のエアコンについては、現在、県では、防災拠点校の体育館へのエアコン設置を順次、進めており、防災拠点校を除く学校の体育館のエアコン設置については、整備を進めるための検討を行っているところです。防災拠点校を除く県立学校の体育館のエアコン設置については、財源の見直しも含め、引き続き、検討してまいります。

- ③ 児童生徒数の増加に伴う教室不足に対応するために統廃合等で閉校となっている校舎・校地の活用は考えていないのでしょうか。県立と市立の垣根を越えて空き教室の活用促進をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒は、県南部・県東部地域を中心に依然として増加傾向が続いております。

そうした中、県や市で統廃合等で閉校となっている校舎・校地を活用して過密解消を進めることは、有効な方策の一つと考えており、現在、八潮高校跡地及びふじみ野市立東台小学校跡地を活用した新校設置に向けて、計画を進めております。

今後の児童生徒数の推移を踏まえ、引き続き様々な方策を検討し、特別支援学校の教育環境の整備に取り組んでまいります。

## 2. 教職員の資質向上について

幼児・児童・生徒の障害の多様化に十分対応できる学校づくりのためには、教職員の専門性の向上、人材育成が欠かせません。しかし、経験年数の浅い教員が学校の中心的な業務を担うようになり、各学校で十分な人材育成をする余裕がなくなってきました。また、出産や子育て、介護等に伴う教員の働き方が柔軟になった一方、代替者の補充が間に合わなくなり、ますます余裕がなくなっているのが現状です。教員の働き方改革・ワークライフバランスとともに、幼児児童生徒の授業の充実が図れるよう、以下のことを要望いたします。

- ① 特別支援学校の教職員定数基準は「低年齢の子供たちに手厚く指導したい」という現場の実情に即していません。定数標準法の改正がなされない現状では、加配教員の充実と配置の増員、マネジメント支援員の配置の充実について引き続き国に働き掛けていただくとともに、県の独自施策としての加配等、各学校の教員数確保をお願いします。

#### 【県立学校人事課】

県単独での加配は厳しい財政状況の中、困難ではありますが、国に対しては、「国の施策並びに予算に関する要望」をはじめ、あらゆる機会を捉えて、教職員定数の基準の見直しなどを、引き続き働きかけてまいります。

- ② 代替教員の配置がスムーズにできるよう、ハローワークや民間の派遣業者と連携するなど、教員の確保に向けた取組をお願いします。

**【県立学校人事課】**

産休代替者、育休代替者等を適正に配置することができない場合、教育活動に多大な支障が出ることは、強く認識しております。

国では令和5年度に小・中学校及び特別支援学校の小・中学部において、5月から7月に産休及び育休を取得する教員がいる場合、「産・育休代替教師の安定的確保のための加配」として年度当初から代替教員を配置できる制度が導入されました。令和6年度からは対象を養護教諭についても拡大しております。高校及び特別支援学校高等部については、県独自で措置をすることで、全ての学校種に加配措置を実施しています。

引き続き、加配措置を継続するとともに、高校及び特別支援学校高等部についても国で負担するよう要望しております。

県立学校においては、これらの取組に加え、市町村立小中学校で実施している国の制度を活用した、5月1日時点で産休・育休を取得している教員の代替として、正規教員を年度当初から配置する取組について、今後、検討してまいります。

学校の教育活動に支障が生じないように、実効性のある対策について検討し、人材を確保、早期の配置について最大限努力してまいります。

- ③ PT、OT、STなどを常勤として配置してください。また学校、保護者、福祉サービスとの連携を推進する中で、児童生徒に対してより専門的なアプローチができるように継続して取り組んでください。

**【特別支援教育課】**

県では、各学校からの依頼に応じて専門家を配置しております。特別支援学校では、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士や臨床心理士などの専門家による授業改善などへの支援やアドバイスを受けられるよう、校内支援体制の充実を図っております。

また、多くの特別支援学校で、放課後等デイサービス事業所との連絡会、学校見学会、ケース会議、コーディネーター等による福祉等関係機関との連携などを実施しており、今後も、各学校で実施しているこうした取組を一層推進してまいります。

**【県立学校人事課】**

PT、OT、STなどの配置につきましては、現在の厳しい財政状況においては困難であると考えておりますので、何卒、御理解を賜りたいと存じます。

- ④ 働き方改革を推進しているということですが、質量ともに教員の負担が大きいです。個に応じた指導に対応するため、先生方は自腹で教材を作成するなど金銭的な負担もあります。適正な教育費を再考願います。

**【財務課】**

県の財政は極めて厳しい状況にありますが、授業で必要となる教材や消耗品など、学校教育活動に必要な予算の確保について、引き続き取り組んでまいります。

### 3. インクルーシブ教育システムへの理解及び支援籍学習の推進について

共生社会の実現に向けた支援籍学習は、小中学校の理解も進み参加児童・生徒の数も年々増加しています。高校内分校の設置も進み、学びの環境が充実してきていることを歓迎しております。令和6年4月より学校での合理的配慮の提供が義務化されました。共生社会の礎を築くためにも、インクルーシブ教育システムの構築は重要な役割を担っています。そこで以下のことを要望いたします。

- ① すべての学校種で発達障害理解のための外部専門家を特別非常勤講師として配置できるよう、非常勤講師の時間数確保のための予算化をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

県立特別支援学校では、学校の求めに応じて臨床心理士などの専門家を非常勤講師として配置しております。

#### 【県立学校人事課】

発達障害理解のための外部専門家を特別非常勤講師として配置することにつきましては、予算上の課題もあることから、学校の状況を踏まえ、研究してまいります。

#### 【小中学校人事課】

小中学校における教員の配置については、「義務標準法」に基づき行っているところです。非常勤講師の時間数確保のための予算化は、現在の県の財政状況では困難でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

- ② インクルーシブ教育システムの推進に向け、すべての学校で合理的配慮の提供がスムーズにできるような支援をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

どの学校においても、障害のある子ども一人一人に応じた合理的配慮に基づく支援が提供できるよう、年次研修等において合理的配慮の提供について取り上げ、全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に取り組んでまいります。

引き続き、インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育の推進に努めてまいります。

#### 【義務教育指導課】

合理的配慮の提供については、県で例を示している「個別の教育支援計画」等において内容を記載する欄を設け、適宜確認ができるようしております。また、提供している合理的配慮について定期的に見直し、実態に合った合理的配慮の提供を行うよう市町村教育委員会に働き掛けております。

合理的配慮の具体的な取組・事例等については、管理職や市町村教育委員会の担当者が集まる会議、特別支援教育に係る研修等で周知しております。引き続き、小・中学校等におけるインクルーシブ教育システムの推進に向け、合理的配慮の提供について市町村教育委員会へ周知してまいります。

#### 【高校教育指導課】

障害のある生徒が入学許可候補者となった場合、特別な支援を必要とする生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう、「個別的教育支援計画」及び「個別の指導計画」等の情報について、適切に引き継ぐよう学校を指導しております。

また、管理職や教職員を対象とした「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」や「特別支援教育の現状と課題」についての研修を開催し、その中で合理的配慮についての理解を図っております。

引き続き、合理的配慮について、教職員の理解促進を図るとともに、障害のある生徒が充実した学校生活をスムーズに送ることができるよう、各学校を指導してまいります。

③ 支援籍学習について、一日を通して交流することで、特別支援学校との違いを学んでほしいです。また、今年度の取組の具体例が知りたいです。

#### 【特別支援教育課】

支援籍実施校において、授業に参加するなど一日を通して交流することで、特別支援学校における授業との学びの違いについて気づくだけでなく、異なる環境での対応力や学習意欲の向上などの効果が考えられます。

さらに、本人の負担とならないよう配慮した上で、年間の実施回数を増やすことや、毎年度継続的に実施することで、より地域とのつながりを強められると考えております。

今年度の取組については、年度末に取りまとめてまいります。令和6年度に実施した支援籍学習では、支援籍学習実施校に日課に合わせて一日参加する取組のほか、1時間の授業に2日続けて参加するなど、児童生徒の実態に応じた実施方法の工夫がありました。

その他、入学式や卒業式、体育祭や6年生を送る会などの学校行事への参加やWeb会議システムを活用した交流といった取組がありました。

④ 学校(小学校や中学校)によって、特別支援教育に対する温度差があるように感じます。指導法や地域とのつながり方のノウハウを共有するなど、特別支援学校と小中学校等が連携して地域の教育力の向上をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

特別支援教育に関する教員の指導力向上を図るため、小中学校等に対して特別支援学校のセンター的機能の活用を促し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の支援についてノウハウを提供してまいります。

また、全ての学校で指名されている特別支援教育コーディネーターを対象にした研修を行い、特別支援教育に関する専門性向上に取り組んでおります。

さらに、特別支援学校と市町村教育委員会を対象とした会議を実施し、特別支援学校から専門的な支援が受けられるよう、学校間の連携強化に取り組んでおります。

今後も、特別支援学校と小中学校等の連携がより良いものになるよう、市町村教育委員会に対して、更なるセンター的機能の活用を働きかけるとともに、地域の教育力の向上のため、連携会議等において学校種を越えて協議する時間を設けるなど、学校間の連携促進に努めてまいります。

#### 【義務教育指導課】

小学校(中学校)学習指導要領においては、「通常の学級にも、障害のある児童(生徒)のみならず、教育上特別の支援を必要とする児童(生徒)が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分に理解することが不可欠である。」と記載されています。

特別支援学級や通級指導教室における指導・支援の充実及び通常の学級における支援についても、管理職や市町村教育委員会の担当者が集まる会議、特別支援教育に係る研修等で国の資料をもとに働きかけております。

また、特別支援学校のコーディネーター等から助言などの支援をいただく特別支援学校のセンター的機能について、各学校の実態応じて活用するよう周知しております。

引き続き、各学校における特別支援教育の充実に向け、市町村教育委員会との連携に努めてまいります。

#### 4. 医療的ケアの充実について

「医療的ケア児及びその家族に対する支援の法律」が施行となりましたが、各学校に配置されている看護教員の人数は十分とは言えず、保護者による付添いや医療的ケアの実施、校外行事等への保護者の同行も求められています。一方、各学校に配置されている看護教員が最少の人数であるために、休みを取ることもままならない状況もあります。医療的ケアを必要とする必要なすべての幼児・児童・生徒が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、以下のことを要望いたします。

① 常勤の看護教員が、教員と別枠で必要な人数の確保ができるよう、引き続き国へ法整備等の働き掛けをお願いします。【特別支援教育課】【県立学校人事課】

#### 【特別支援教育課】

看護教員については、自立活動を担当する教員として採用しておりますが、医療的ケアの充実に向けて看護教員が配置できるよう定数改善について、国に要望してまいります。

#### 【県立学校人事課】

看護教員につきましては、小学部・中学部は義務標準法、高等部は高校標準法により教職員定数内で配置しておりますが、看護教員の定数の制度化につきましては、引き続き国に働きかけてまいります。

- ② 看護教員や非常勤看護師がスムーズに確保できるよう、民間の訪問看護サービスや看護師派遣サービスと連携できるよう、法整備をお願いします。

**【特別支援教育課】**

県訪問看護ステーション協会や県看護協会とも連携し、看護師資格のある職員を確保できるよう努めております。

引き続き、民間の訪問看護サービスや看護師派遣サービスとの連携については研究してまいります。

- ③ 指示書・意見書等の書類代を、就学奨励費の対象に含めていただきますようお願いいたします。また、書類の簡素化もご検討願います。

**【特別支援教育課】**

特別支援教育就学奨励費に係る負担金及び補助金の取扱いについては、「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)」等に基づき、国が補助対象とする項目を規定しており、指示書・意見書等の書類代を補助対象とする項目がないため、対象とすることができません。

なお、スクールバスを利用できない医療的ケア児が通学時に利用する福祉タクシー等の運賃については、全額補助対象となっております。

医師からの指示書や意見書、その他の関係書類は、学校で安全かつ適切な医療的ケアを実施するために欠かせない重要な書類です。

保護者の御要望を受け止めつつ、書類の簡素化については慎重に研究してまいります。

今後も安全性を最優先に考えつつ、より負担の少ない運用を目指して研究を重ねていきたいと考えております。御理解と御協力をお願いいたします。

- ④ 通学支援制度は、非常にありがたく思います。しかし、利用上限回数が全く足りないため、拡充をお願いいたします。

**【特別支援教育課】**

昨年度当初は、希望通りの利用回数を許可できない状況でありましたが、今年度は希望通りの利用回数を許可することができております。

引き続き、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、予算の確保に努めてまいります。

- ⑤ 修学旅行など泊を伴う行事に、校内看護師による日中の同行をお願いします。

**【特別支援教育課】**

修学旅行など泊を伴う行事に、校内看護師が日中の同行をする場合、校内の医療的ケア実施体制を維持できるよう、非常勤看護師を配置する事業の拡充に取り組んでおります。

引き続き、保護者に付添いを求めない宿泊行事の実施体制の在り方について研究してまいります。

## 5. スクールバスの運行について

幼児・児童・生徒が安心してスクールバスに乗車でき、安全かつ柔軟なスクールバスの運行が確保されるよう、以下のことを要望いたします。

- ① 契約内容や入札参加資格条件の見直しの時期を年度末とし、障害に対する理解が十分にあるバス運行会社、運転手・乗務員の採用を引き続きお願いします。また、採用にあたっては、年齢などの基準を設けてください。さらに、障害特性理解の研修だけでなく、具体的な支援についての研修等を実施するなどの対応もお願いします。希望する学校については、看護師が同乗するなど医療的ケア対応のスクールバスの運行をお願いします。

### 【特別支援教育課】

スクールバス運行業務委託共通仕様書において、運転手及び添乗員に対して児童生徒等の障害特性を理解するための研修を受けさせるものとしており、その研修の実施をバス運行会社に義務付けております。

また、入札参加資格者には、この共通仕様書を7月の入札前に提示しており、障害特性を理解した運転手及び添乗員の確保を求めているところです。年齢などの基準を設けてはおりませんが、仮に運転手又は添乗員に課題があった場合には、バス運行会社に対して再発防止策や必要に応じた研修の実施を指示しております。児童生徒等の障害特性について、運転手及び添乗員への理解が深まるよう、引き続きバス運行会社を指導してまいります。

医療的ケアが必要な児童生徒等の通学については、児童生徒の生命と安全の確保が第一に優先されるべきと考えております。そのため、車内における衛生的かつ安全な環境の確保や、特に大型スクールバスでは駐車場の確保も課題となっており、乗車中に医療的ケアを必要とする児童生徒等の乗車は原則として認めておりません。ただし、医療的ケアが必要な場合であっても、保護者の要望や主治医など医師の指導助言も踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合には、スクールバスで通学しているケースもあります。

医療的ケア対応のスクールバスの運行には多大な予算が必要なことや、年間を通じての看護師の確保が難しいことから、本県では福祉タクシー等による通学支援事業に取り組んでおり、運賃や同乗看護師の費用を補助しております。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒等の通学環境の改善に向けて研究してまいります。

- ② スクールバスのGPS機能について、位置確認の精度を向上してください。

### 【特別支援教育課】

スクールバス運行業務委託の契約は5年間としており、契約期間中における仕様の変更は難しいため、現行の契約期間が満了し、新たな契約を締結する際に、GPSの機能が向上されるよう、順次機器の更新を進めてまいります。

- ③ スクールバスの乗車時間の短縮化と共にスクールバスの増車や遮熱シートの設置など、乗車環境の整備をお願いします。

### 【特別支援教育課】

スクールバスの乗車時間短縮のため、各学校における運行ルートの見直しに加え、令和7年度は5台の増車を行いました。

また、車内の遮熱対策については、防災カーテンを設置しているところです。

他方、児童生徒の障害の特性等を踏まえ、学校からの要望を受け、カーテンを外して運行している車両があることも認識しております。

引き続き、地域ごとの状況や学校の要望等を勘案しながら、乗車時間の短縮及びスクールバスの増車並びに車内環境の充実に努めてまいります。

- ④ 障害が重度重複化している中、乗車率の高い路線については、昨年度以上に介助員の増員をお願いします。

**【特別支援教育課】**

スクールバス運行業務委託契約において、添乗員(介助員)は、スクールバスを利用する児童生徒等が安全に登下校できるよう、運転手と協力して乗降車の確認・介添え、座席の固定等の対応をしており、全車両に原則1名ずつ配置をしています。

これに加え、児童生徒の障害の程度や態様により特に運行上の安全確保が心配される12便において、各便1人ずつの増員配置を行っているところです。

今後とも、特に配慮が必要なケースなどについて、各学校からの要望や実態を十分に把握するとともに、他県の状況も参考にしながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

- ⑤ スクールバスの乗車時間が長く児童生徒の負担が大きいです。乗車時間の短縮という観点から現在学区外を走ることは不可であるが、一部学区外を走ることを良いとするなど、柔軟なバス路線の設定を認めていただけるようお願いいたします。

**【特別支援教育課】**

スクールバスの乗車時間短縮のため、毎年度、各学校に運行ルートの見直しを依頼する際、原則、通学区域内に設定することとしております。

ただし、やむを得ない事情により通学区域外となる場合は、事前に学校から理由を聞いて個別に対応しているところです。

引き続き、地域ごとの状況や学校の要望等を勘案しながら、乗車時間の短縮に努めてまいります。

6. 特別支援教育におけるICT活用について

コミュニケーションに課題のある児童生徒や行動制限のある児童生徒にとって、ICT環境の整備は学びを深めるうえで非常に有効です。小中学部での一人一台端末の整備、高等部段階でタブレット購入費用が就学奨励費の対象となったことで、学校のICT環境も充実してきました。そこで、ICT活用について以下のことを要望いたします。

- ① 校内でICTに明るい教員が中心となって進めていますが、通常業務のほかにICT関係の業務負担が非常に大きくなっています。また、新たなシステムが導入されていく中で、システムの概要を理解している専門家がない状況で、対応が遅れていくことが予想されます。ICT専門の担当者の配置をお願いいたします。

**【ICT教育推進課】**

教育活動におけるICT活用については、教員の負担軽減に努め、ICTを活用した好事例の共有や学校からの要望に応じたオーダーメイド型の研修の実施、ICT支援員による支援、Web相談窓口の運用等で学校を支援してまいります。

**【特別支援教育課】**

障害のある幼児・児童・生徒にとってICT 機器の活用は大変効果的なものであるとのことから、各学校においてもICT機器の効果的な活用について、実践的な研修会を行っているところで

す。  
また、新たな取組として、教員の業務負担軽減を図るため、令和5年に県立特別支援学校3校へ校務支援システムを導入し、その効果検証を踏まえ、令和6年度に全県立特別支援学校へ校務支援システムの導入をしました。

運用する負荷の軽減のため、ヘルプデスクなどのサポート体制を整えられるよう努めてまいります。

② 学校からの連絡手段として、利便性等の理由から一斉配信メールを使用する学校が多くなりました。メールシステムの導入を各校に委ねるのではなく、県として利用料の予算化をして導入していただけるようお願いいたします。

**【ICT教育推進課】**

引き続き、ICT機器の整備やネットワーク環境の改善に努めてまいります。

**【特別支援教育課】**

学校からの連絡につきましては、一斉配信メールやホームページの活用の他、お便りや連絡帳など、各学校の実情に応じて行っているところです。予算の掛からない連絡ツールを活用している学校もあるため、県として利用料の予算化は考えておりませんが、引き続き、ICTを活用したより良い連絡手段について研究してまいります。

③ 学校内のネット環境が悪いため、付き添いの際緊急や必要な連絡が取れず、またPTAなど会議や話し合いの際、必要な情報の検索も出来ない事から、学校内にも家族が利用できるWi-Fiの設置をしてください。

**【ICT教育推進課】**

各学校内に設置している Wi-Fi につきましては、授業等で用いる学習者用端末を接続するためのものであり、セキュリティ及びネットワーク負荷の観点から、学習者用端末以外の端末は接続できません。

御不便をお掛けすることもあるかと存じますが、御理解くださいますようお願いいたします。

## 7.その他

① 災害に対する備えとして、各課と連携して支援内容を提供していただくようお願いいたします。特に、障害児・者が避難する際に特別な支援ができる避難場所としての整備をお願いいたします。あわせて、備蓄等の防災対策を予算化し、非常用の食料や物品を整備してください

**【障害者福祉推進課】**

障害者など特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、器材、人材を備えた避難所施設である福祉避難所は、市町村が設置することとされています。

県では、市町村における福祉避難所の設置・運営が円滑に進むよう、「福祉避難所設置・運営

マニュアル」や「災害時要配慮者避難支援マニュアル」を策定し、市町村を支援しています。

また、モデル市町村を選定し、防災の専門家を派遣することにより、実際の福祉避難所の開設・運営訓練の実施も支援しています。

福祉避難所の備蓄等については、設置権限を有する市町村に対する研修会において、備蓄の充実を依頼しております。

引き続き市町村における福祉避難所の設置・運営を支援してまいります。

② 医療的ケア児等で人工呼吸器等を使用している場合、災害時電源がないことが生命に直結する。避難所等における県としての見解を伺いたい。

#### 【障害者福祉推進課】

県では、年2回、県内市町村に対し福祉避難所に関する調査を実施し、福祉避難所の数や受け入れ可能人数、備蓄品の状況等を確認しております。

備蓄の確保については、市町村職員を対象とした研修会で周知しておりますが、研修会において、特に非常用電源の確保は医療的ケアが必要な方にとって重要であることを説明しております。今後も、市町村に対して非常用電源の確保について働き掛けてまいります。

#### 【障害者支援課】

医療的ケア児等支援センターでは、医療的ケア児者の御家族等の御協力をいただきながら、医療的ケア児者や重症心身障害児者及びその家族向けの防災ハンドブックの作成に取り組んでいます。

このハンドブックでは、災害時の電源確保を含め、御家庭での災害への備えについて、わかりやすくまとめたいと考えており、年度内に配布を開始する予定です。

また、医療機器を常時必要とする重度心身障害児者の災害対策の一環として、非常用発電機及び蓄電池購入費に係る補助制度を創設するよう、国に要望しています。

③ 特別支援学校の決定方法が現在中学校の学区により決定されていて、自宅からより近い特別支援学校があるのに通えない現状です。自宅から一番近い特別支援学校を選択できるように柔軟な対応をお願いします。

#### 【特別支援教育課】

県立特別支援学校では、行政区を基本としながら、実情に合わせて中学校区、幹線道路、鉄道等の交通事情や通学時間を考慮して、総合的な判断から、通学区域を定めており、原則は学区内の学校に通学することになります。

しかし、定期的な通院や緊急時の対応など、相当の理由がある場合には、学区外の学校への通学も可能となります。

特に、医療的ケアの必要な児童生徒の場合は通学やケアの面での保護者の負担も大きいと考えられますので、今後も保護者の要望や個々の事情を十分に把握し、丁寧に対応してまいります。

④ 障害のある子どもたちが性被害にあった際に、自分で被害などの状況を説明することが困難な場合があります。結果として、警察から本人や保護者が望む対応が得られないこともあります。教育局より、埼玉県警に対し、このような状況を伝えていただき、本人・保護者から訴えがあった際には、障害の状況を鑑みながら丁寧な対応をしていただけるよう御依頼いただけるようお願いいたします。

**【特別支援教育課】**

ご指摘の通り、障害のある子どもが性被害を受けた際、状況説明が難しく適切な対応が得られない場合があることを重く受け止めております。教育局より埼玉県警に対し、障害の特性を十分に踏まえた丁寧な対応を伝えてまいります。今後も安心して相談できる環境づくりに努めてまいります。

- ⑤ 学校医の検診で、女子生徒に対応する婦人科の医師がいると生理時の相談がしやすく御検討願います。

**【保健体育課】**

婦人科の学校医の配置につきましては、現在の厳しい財政状況においては困難であると考えておりますので、何卒、御理解を賜りたいと存じます。

なお、学校医に相談しづらい場合や、検診時以外の相談については、養護教諭が対応してまいります。

## 【視覚障害特別支援学校】

### 1. 寄宿舍生活を支える人員の確保・充実について

埴保己一学園の児童生徒の通学には、全県学区ゆえの遠距離・長時間という一般的な大変さのみならず、視覚をはじめとした様々な障害により一層の困難を伴っています。そのため、多くの児童生徒が寄宿舍を利用しています。また、どの舎生も入舎後は寄宿舍生活を通じてお互いに切磋琢磨し、大きな安心感と学びの機会を得ています。しかし、現在の寄宿舍は老朽化が進んでおり、壁、屋根、床、部屋の間取り等、環境の改善を必要としています。また、現在の寄宿舍指導員の体制では、宿泊希望者全員を希望どおり受け入れられる状況にありません。今年度は65名の児童生徒が入舎していますが、指導員数の不足のため、遠方に居住し通学が困難な児童生徒であっても、希望どおりの舎泊ができず、他の日は多くの時間を費やし、支援を受けながら登校している現状があります。

そこで、寄宿舍の環境整備について以下のことを要望いたします。

- ① 老朽化が激しい寄宿舍の改修をお願いします。(壁、屋根、床、スプリンクラー、サッシ、部屋の間取り等)

#### 【財務課】

寄宿舍の改修につきましては、大規模改修等や各学校からの要望事項、施設・設備の経過年数、老朽化の具合などを総合的に勘案して、不具合箇所の改修・修繕に対応しております。

今後も、各学校からの要望事項等を踏まえ、寄宿舍の改修・修繕を行ってまいります。

- ② 寄宿舍指導員の定数改善を国に働き掛けてください。また、採用試験を毎年実施し、本採用者を増やしてください。

#### 【県立学校人事課】

寄宿舍指導員については、法令で定められている定数に基づき配置を行っておりますが、法令に定めのない専攻科については、県単独の負担で配置しております。

更なる充実のために、引き続き、教職員定数の改善について、国に要望してまいります。

採用試験については、毎年実施しているところです。

#### 【教職員採用課】

寄宿舍指導員の採用選考試験の実施に関しては、県立学校人事課と連携してまいります。

- ③ 指導員の充実を優先しながらも、改善できるまでは宿直補助員の制度を継続してください。

#### 【県立学校人事課】

宿直補助員につきましては、厳しい財政状況ではございますが、現在の予算規模を維持できるよう、引き続き努力してまいります。

## 2. 視覚障害生活訓練等指導者(歩行訓練士)有資格者の教員採用について

近年、教員不足が深刻になっている中、県教委は「セカンドキャリア特別選考」を令和6年度採用試験(令和5年度実施)から実施すると発表しています。

埴保己一学園には、現在、歩行訓練士の有資格者である教員が2名おり、他に特別非常勤として年間56時間指導していただいています。歩行訓練士の資格を取得できるのは、日本ライトハウス(大阪)と国立リハビリテーションセンター(所沢)の2か所しかなく、2年間の学校を離れた研修が必要です。また、この研修を受講するのは自費とのことです。

これらのことから、歩行訓練士を対象とした採用試験を実施すれば、視覚特別支援学校にとっては大変有効であるため、以下のことを要望いたします。

### ① 歩行訓練士の有資格者を対象とした教員採用試験を実施していただくようお願いします。

#### 【教職員採用課】

教員採用選考試験においては、特定の資格や実績を有する者に対して第1次試験の得点に一定の点数を加点する制度を設けております。歩行訓練士の資格も含め、今後、特別支援教育に関する資格等について検討してまいります。

## 【聴覚障害特別支援学校】

幼児・児童・生徒の発達段階や障害の多様化に十分対応できる環境づくりのために、聴覚障害教育に携わる教職員の専門性の向上、関係機関との連携、施設の老朽化に伴う改善策が不可欠と考えます。そのため、以下の事項を要望いたします。

### 1. ろう学園に携わる教職員の専門性向上について

- ① 日本手話を第一言語とするろう者や、ろう者と聴者の両方を理解できる環境にあるCODAがいることで、ろう学園に在籍する児童生徒の多様なニーズにこたえることができる教職員集団が構築できると考えます。専門的な知識や技能を持っている教職員の積極的な採用と配置をお願いします。

#### 【県立学校人事課】

各ろう学園校長からは、人事に関する要望を直接聞き取り、配置の参考としております。引き続き、丁寧に対応してまいります。

#### 【教職員採用課】

教員採用選考試験においては、ろう学園に携わる教職員の専門性向上等を図るため、手話通訳士の資格を有する者に対して、第1次試験の得点に一定の得点を加算する制度を令和5年度実施試験から行っております。

今後とも、採用選考試験の必要な改善について検討してまいります。

- ② 教員の専門性の向上及び質の維持を狙いとし、児童生徒がより良い手話で学ぶための学習環境を整え、維持していくために、教員採用や人事異動について様々な検討を希望します。手話習得のための本格的な研修期間の設定を含め、ろう学園における教職員の専門性の向上を図ってください。

#### 【県立学校人事課】

各ろう学園校長からは、人事に関する要望を直接聞き取り、配置の参考としております。引き続き、丁寧に対応してまいります。

聴覚障害の特別支援学校に、手話に精通した教職員等、ろう教育の専門性が高い教職員を配置することは、特別支援教育全体の充実を考えた教職員の配置を行うこととともに、重要なことだと考えております。

今後とも、教職員の配置・異動については、人事異動方針のもと、適材を適時に適所に配置することを基本として進めてまいります。

### 2. 専任手話通訳者の配置について

- ① 現在、聴覚障害がある職員は、大宮ろう学園が26名、坂戸ろう学園が22名、計48名(休業中・特別非常勤・会計年度任用職員を含む)となっています。会議や研修会では教員も通訳業務を担いますが、新転任者が手話を習得するまでの授業通訳(通年)、個別相談や保護者面

談、生徒指導において、専任手話通訳者が一人で1時間以上継続して業務を遂行することが常態化しています。聴覚障害教職員の採用をすすめると共に、各校2名以上の手話通訳士の加配をお願いします。

**【県立学校人事課】**

聴覚障害教職員も含め、障害者雇用促進に向けて、教員採用選考試験では、障害者特別選考の実施や募集説明会等でのPRなど、様々な取組を実施しているところです。今後も、資質・能力のある人物の採用に努めてまいります。

ろう教育の専門性が高い教職員の配置については、学校の実情等を踏まえ、その必要性を検討してまいります。

**【教職員採用課】**

聴覚障害教職員も含め、障害者雇用促進に向けて、教員採用選考試験では、障害者特別選考の実施や募集説明会等でのPRなど、様々な取組を実施しているところです。今後も、資質・能力のある人物の採用に努めてまいります。

② 児童生徒に向けた手話通訳の需要が増し、校内では自立活動における卒業生や企業関係者の講演会、校外では社会科見学、職場見学、支援籍学習は必要不可欠となっています。修学旅行は、現地での手話通訳ガイドが実現すれば、児童生徒の学びがより一層深まります。また、引率者の手話力が不十分なケースも多く、そのため、専任手話通訳者の活用と外部手話通訳者派遣を併用すれば、情報保障環境が一層充実するため、今後の手話通訳者人員確保のために、しっかりと身分保障を希望します。待遇については県情報センターに準ずることが好ましいです。専任手話通訳者の泊を伴う校外行事の同行や、現地の手話通訳ガイド費用の予算化をお願いします。

**【特別支援教育課】**

ろう学園教職員等の手話力向上のため、新転任教職員を対象とする手話講習会や各ろう学園において外部講師を活用した研修会を計画的に実施しております。

また、手話検定試験の検定費を補助し、専門性の向上を図っているところです。

手話通訳ガイド費用の予算化は、厳しい財政上、困難ですが、旅行先での情報保障について、引率者も含め、現地ガイドや視覚情報の活用などについて各学校で工夫しております。

3. 手話通訳者の派遣及び電話リレーサービス及び遠隔手話通訳サービスの活用について

① 教育委員会協賛など運営に関わっている試合や大会などで情報保障について配慮が必要です。例えば、開会式や閉会式などに、あらかじめ県や市から通訳派遣をお願いします。

**【特別支援教育課】**

特別支援教育課主催の研修会等では、学校からの申し出により手話通訳者を派遣しております。

#### 【保健体育課】

スポーツや部活動に関する試合及び大会などにおいては、聴覚障害のある児童生徒などが選手として、又は観客として不便さを感じずに参加できるようにするための配慮が各主催者よりなされているものと考えております。

県といたしましては、引き続き必要な配慮がなされるよう各主催者に働きかけてまいります。

#### 【スポーツ振興課】

当課主催の試合や大会などにつきましては、参加者の特性に応じて手話通訳及び要約筆記を手配しています。

②ろう学園には専任手話通訳がいますが、専任通訳者が保護者面談や会議等で不在時に、電話による手話通訳を必要とすることが多々あります。特に担任が聴覚障害者の場合、保護者との電話でのやり取りが至難であります。電話リレーサービスという、聴覚障害者当事者との電話において手話通訳や文字通訳が介入するサービスがあります。電話リレーサービスは、月額料と従量による課金によって使用が可能です。また、遠隔通訳サービスは、サービス利用時間帯を予約することで送られてくる派遣通知書に掲載されているQRコードを読み取って、タブレット画面の通訳者を利用して、保護者面談等を行うことができます。このサービスを利用するにあたり、法人契約の手続きが必要です。この契約、使用に向けて、聴こえる職員と同様に、聴こえない職員が自分の業務遂行のために必要不可欠な保障サービスの設置をお願いします

#### 【県立学校人事課】

ろう学園には手話通訳士の資格がある教員が配置され、通訳の業務を担っていると認識しております。ろう学園への電話リレーサービスの導入については、手話通訳士の資格がある教員の業務の状況、費用やその利点などについて研究してまいります。

#### 4. 保護者対象手話講習会の充実について

現在、特別支援教育課主催保護者対象手話講習会は、各校を会場に入門・初級編を年1回開催しています。参加者から、複数回継続して学べる手話講習会の希望が上がっています。乳幼児教育相談の保護者も積極的に参加する状況となっていることから、埼玉県聴覚障害者協会と共催で、学期に1回以上、中級以上の手話講習会を開催してください。

#### 【特別支援教育課】

特別支援教育課主催保護者対象手話講習会については、講習会の開催回数を増加することは、厳しい財政上、困難ですが、両校で行われる講習会を両方とも受講可としております。

また、幅広く手話を学びたいという保護者のニーズに応えられるよう、令和7年度から県内の小中学校にも案内を発出して参加者を募ったところです。

さらに、講義内容について講師との連絡を密にしながら、見直しを図って実施しております。手話は相互の表情や身振りなどを含めて実践的に学ぶことが重要であることから、対面で実施しておりますが、利便性を考慮してオンデマンドによる配信するなど、効果的な手話講習会となるよう引き続き講習の時期や開催方法について検討してまいります。

## 5. 防犯対策における設備(校門の鍵、監視カメラ等)

① 聴覚支援学校の校門は道路に面しており、車両が校内へ乗り入れるたびに、一時的に公道に停車する必要があり、道路利用者の方々から苦情が寄せられている状況です。加えて、乳幼児教育相談のために学校を訪問されるご家庭も多く、そのたびに校門の開閉作業が必要となり、公道上での一時停車が発生しています。これは歩行者の妨げとなるだけでなく、後続車の通行の妨げにもなっております。このため、大宮ろう学園の校門は常時開錠せざるを得ない状態となっております。しかしながら、この常時開錠状態は、不審者の侵入を容易にするというセキュリティ上の問題と、交通事故を誘発する可能性があるという安全上の問題を抱えております。児童生徒および市民の安全確保のため、校門の内側に新たな門を設置すること、内門に監視カメラを設置することを強く要望いたします。

### 【保健体育課】

防犯カメラは、設置そのものが不審者の侵入に対し一定の抑止力になると考えますが、主たる目的は万一侵入された後の録画した映像の警察への提供等、発生後の対応に使用するものと考えます。

なお、万が一の侵入があった際に早期に検知するためには、防犯カメラの映像を常時確認する必要があり、そのための校内の体制作りが必須となります。

防犯カメラのあるなしに関わらず、県教育委員会は各学校に対し「学校防犯マニュアル」を基に、3段階のチェック体制「①校門の管理(登下校時以外は校門を閉める等)、②校門から校舎入口までの管理(校門から受付までの動線の掲示等)、③校舎入口の管理(受付で名簿への記載や、来校者証の発行)」を行うよう指示しております。

設置にあたっては、関係課と確認しながら研究してまいります。

### 【財務課】

学校施設・設備の充実については、各学校からの要望事項、施設・設備の利用状況などを総合的に勘案して対応してまいります。

② 校門が常時開錠されていることに加え、各棟の玄関もまた常時開錠されている状態です。職員玄関には事務室が併設されており、来校者の出入りを常に確認できる体制となっておりますが、職員玄関は校門から離れた位置にあるため、不審者が職員玄関を経由せずに他の玄関から侵入するリスクが高い状況です。これは、不審者の侵入を容易にし、児童生徒や教職員の安全を脅かす重大な懸念となります。つきましては、不審者の侵入を未然に防止するとともに、万が一の侵入があった際にも早期に検知できるよう、各玄関に監視カメラを設置することを強く要望いたします。

### 【保健体育課】

防犯カメラは、設置そのものが不審者の侵入に対し一定の抑止力になると考えますが、主たる目的は万一侵入された後の録画した映像の警察への提供等、発生後の対応に使用するものと考えます。

なお、万が一の侵入があった際に早期に検知するためには、防犯カメラの映像を常時確認する必要があり、そのための校内の体制作りが必須となります。

防犯カメラのあるなしに関わらず、県教育委員会は各学校に対し「学校防犯マニュアル」を基に、3段階のチェック体制「①校門の管理(登下校時以外は校門を閉める等)、②校門から校舎入口までの管理(校門から受付までの動線の掲示等)、③校舎入口の管理(受付で名簿への記載や、来校者証の発行)」を行うよう指示しております。

設置にあたっては、関係課と確認しながら研究してまいります。

## 6. 電子黒板の導入

① 聴覚障害児の指導において視覚情報の活用はとても重要です。授業においてICT機器の活用が定着し、学習環境が整備されつつあります。しかしながら、現状では資料をモニターに表示するには教員が手元の端末を操作する必要があり、直感的な指導ができていない状況にあります。そこで幼児児童生徒の目線を切ることなく、画面に触れることで操作できる電子黒板が必要になります。昨年(令和6年)開催された第58回全日本聾教育研究大会(東京大会)ではすべての教室に電子黒板が設置され、効果的に学習指導が行われている様子を視察しました。また、坂戸市内の小中学校には全学級に電子黒板が設置されています。このことから同じ坂戸市内で学習する本校の幼児児童生徒に対して地域内での格差が生じないように環境の整備が急務であると考えます。このことを踏まえ、聴覚特別支援学校の全教室に電子黒板の整備を早急にお願いします。

### 【ICT教育推進課】

特別支援学校につきましては、可動式超短焦点プロジェクターを各学校に一定台数ずつ整備しているところですが、各普通教室への電子黒板を含む大型提示装置の整備等につき検討してまいります。

## 【肢体不自由特別支援学校】

### 1. 医療的ケアについて

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行に伴い、早急に医療的ケアを必要とする児童生徒の環境を整えるとともに、保護者の付き添い等の負担軽減を強く要望いたします。

- ① 一定の条件を満たす場合に、福祉タクシーを利用して通学した際の通学費用を特別支援教育就学奨励費の支給対象にいただいていることや、令和5年度4月より、通学(登下校)に際して、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等を利用する場合に、同乗する看護師の費用を県に支援いただく通学支援の事業を実施していただけていますことに感謝申し上げます。同時に、看護師が同乗することで、医療的ケアがあってもスクールバスに乗れるよう、児童生徒の通学環境のさらなる改善に向けて取り組んでください。

#### 【特別支援教育課】

医療的ケアが必要な児童生徒等の通学については、児童生徒の生命と安全の確保が第一に優先されるべきと考えております。そのため、車内における衛生的かつ安全な環境の確保や、特に大型スクールバスでは駐車場の確保も課題となっており、乗車中に医療的ケアを必要とする児童生徒等の乗車は原則として認めておりません。ただし、医療的ケアが必要な場合であっても、保護者の要望や主治医など医師の指導助言を踏まえ、バス乗車中の医療的ケアが必要ないと判断される場合には、スクールバスで通学しているケースもあります。

医療的ケア対応のスクールバスの運行には多大な予算が必要なことや、年間を通じての看護師の確保が難しいことから、本県では福祉タクシー等による通学支援事業に取り組んでおり、運賃や同乗看護師の費用を補助しています。引き続き、医療的ケアが必要な児童生徒等の通学環境の改善に向けて研究してまいります。

- ② 文科省では給食を「学校における食育の生きた教材」と位置付けています。給食のミキサー食を経管や胃ろうからのショット注入をできるようにしてください。また、担任による実施ができるようにしてください。併せてモデル事業の選定基準や経過、結果の検証などについての報告の公開を希望します。

#### 【特別支援教育課】

給食のミキサー食を胃ろうからショット注入することについては、令和2年度の医療的ケア運営協議会において、個別のケースとして検討した結果、専門医の指導助言を踏まえて、モデルケースとして実施するものがございます。各学校の実情は様々であるため、実施の拡大にあたっては、施設設備や人員などの解決しなければならない課題があることを認識しております。

現在、ガイドライン改訂作業を進めているところであり、「ショット注入」という呼び方をしておりました「シリンジ注入」について、「実施における指針」の中に加える予定でございます。

今後も担当教員による実施も含め、他県の先進事例を参考にするなど研究してまいります。

- ③ 毎年、医療的ケア児についての保護者待機や負担の軽減の要望が多数あります。埼玉県特別支援教育推進計画の施策15、医療的ケアが必要な子供への対応について、主な取組として、

医療的ケア実施体制の充実、市町村教育委員会への助言・支援とありますが、令和5～6年度の達成状況について教えてください。令和7年度、8年度の具体的な計画、目標についてもお願いします。

**【特別支援教育課】**

令和5～6年度は、看護教員や非常勤看護師の配置、相談医による巡回、担当教員の育成など、県立特別支援学校における校内体制の充実に努めてまいりました。

また、令和5年度からは、「人工呼吸器を装着して県立特別支援学校に通学する幼児児童生徒の対応についてのガイドライン」に沿った対応により、保護者負担の軽減に取り組んでおります。

加えて、スクールバスを利用できない医療的ケア児が福祉タクシー等での通学に利用する看護師費用を県で負担する、通学支援事業を開始し、医療的ケア児の通学について、ニーズを踏まえた支援をしてまいりました。

令和7年度は、通学支援事業の拡大に取り組むとともに、医療的ケアの引継ぎに伴う入学当初の保護者待機の解消を図るなど、看護師の効果的な配置の研究を進め、県立特別支援学校でのより安定した医療的ケアの実施体制の整備に努めております。

令和8年度も引き続き、医療的ケア実施体制の充実を図ってまいります。

**【義務教育指導課】**

市町村教育委員会に対して、これまでに担当者を集めた会議で、学校における医療的ケアの実施体制の構築に係る情報提供を行うとともに、保護者の付き添い等の負担を軽減するためにも、医療的ケアの看護師配置に係る国の補助金の活用について働き掛けてまいりました。

引き続き、学校における医療的ケアの実施体制の充実についての周知や国の補助金の活用について働きかけるとともに、市町村の看護師配置に係る好事例を共有してまいります。また、関係課と連携を図り、市町村教育委員会へ必要な助言・支援をしてまいります。

④人工呼吸器を使用している児童生徒の保護者の付き添いを減らしてください。「人工呼吸器を装着して県立特別支援学校に通学する幼児・児童・生徒の対応についてのガイドライン」の策定・実施をしていただけていることに感謝しております。常時、保護者校内待機がゼロになるように、継続して検討をお願いします。

**【特別支援教育課】**

令和4年度「人工呼吸器管理を含めた医療的ケアモデルケース」から、「人工呼吸器に関するガイドライン」を策定し、令和5年度から運用を開始したところです。

実施状況を踏まえながら改善に向けて研究をしてまいります。

## 2. 学校施設の充実及び過密解消

児童生徒数及び医療的ケアや人工呼吸器を装着した児童生徒の増加や校舎の老朽化等に  
伴い、過密解消と設備の充実をお願いします。

- ① 児童生徒数の増加に伴い、教室不足により特別教室を教室に転用するなど、学習環境が悪化  
している現状があります。新しい学校の設置や施設・設備が充実するよう改善を図ってくださ  
い。

### 【特別支援教育課】

各学校においては、児童生徒数の増加により、特別教室を普通教室に転用している状況があり、  
教育活動に影響が出ていることから、過密状況への対応は喫緊の課題と認識しております。

引き続き、必要に応じて各学校に足を運ぶなど現状の把握に努め、学校や関係課と連携を図る  
とともに、各学校からの要望も丁寧に聞き取りながら、教育環境の改善に努めてまいります。

### 【財務課】

学校施設・設備の充実については、各学校からの要望事項、施設・設備の利用状況などを総合  
的に勘案して対応してまいります。

- ② 肢体不自由のある児童生徒が乗降時に雨に濡れることで、健康面や機械などに大きな影響を  
及ぼすこともあることから、学校の送迎場所に屋根を付けるなど、施設の改善をお願いします。

### 【財務課】

肢体不自由障害特別支援学校における屋根付きのバス乗降場については整備が完了してあり  
ます。

今後も、各学校からの要望事項等を踏まえ、施設の改修・修繕を行ってまいります。

## 【知的障害特別支援学校】

### 1. 環境の整備について

特殊教育の義務化と同時に開校した学校が多い一方で、特殊教育から特別支援教育へと変わり、対象となる児童生徒が増加しております。建物の老朽化や教室不足の解消として、校舎の改築や増築、高校内分校の開校、新校の開校などの対応がされていますが、まだまだ特別教室を普通教室へ転用し使用している学校が多く、教室不足が解消されたとは言い切れません。引き続き、環境の整備の観点から、以下のことを要望いたします。

- ① 学校の実態から一般学級と重複学級が一つの教室を間仕切りして、使用している状況があります。また、スクールバスの乗車時間が片道1時間15分かかっているケースもあります。教室不足改善のための取組は進んでいますが、必要な地域に必要な規模の新たな特別支援学校の開校や校舎の増築等、教室不足解消とスクールバス乗車時間短縮への取組を引き続きお願いいたします。

#### 【特別支援教育課】

知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒は、県南部・県東部地域を中心に依然として増加傾向が続いております。

そのため、令和7年3月に策定した埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、新校2校の設置及び既存校2校の改築・増築を計画的に進めております。

こうした整備を着実にを行うとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、新校の設置や校舎の改築・増築など効果的な手法を検討しながら、特別支援学校の教育環境の整備に取り組んでまいります。

スクールバスの乗車時間短縮のため、各学校における運行ルートの見直しに加え、令和7年度は5台の増車を行いました。

引き続き、地域ごとの状況や学校の要望等を勘案しながら、乗車時間の短縮に努めてまいります。

- ② 埼玉県の教室不足解消の一環で行った校舎増設に伴い、校庭が手狭になり子供たちの活動場所が少なくなっています。各学校で工夫しながら使用しているのが現状です。校地拡大など解決策の検討をお願いします。グラウンドの遊具についても老朽化等で使用ができなくなっている学校もあります。整備していただくようお願いします。

#### 【特別支援教育課】

県立知的障害特別支援学校においては、在籍する児童生徒数の増加に伴い、教室を確保するため普通教室の間仕切りや、特別教室を普通教室として使用せざるを得ない状況にあります。

こうした教室不足の状況は、特に県南部、県東部の知的障害特別支援学校で見られ、早期に解消すべき喫緊の課題であると重く受け止めております。

このため、県では、令和7年3月に策定した埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、新校2校の設置及び既存校2校の改築・増築を計画的に進めております。

こうした整備を着実にを行うとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、新校の設置、校舎の改築・増築など効果的な手法を検討しながら、引き続き特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。

**【財務課】**

遊具につきましては、各学校からの要望事項、経過年数、老朽化の具合などを総合的に勘案して、対応してまいります。

③ 重複障害児のために、知肢併設の特別支援学校の設置を検討してください。

**【特別支援教育課】**

県では、知的障害特別支援学校の児童生徒数が増加を続け、過密な状況となっていることから、喫緊の課題である知的障害特別支援学校の整備を進めてまいりました。

今後の児童生徒数の推移等を踏まえて、引き続き特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。

④ 知的障害特別支援学校の児童生徒数増加による過密解消は、喫緊の課題です。特別教室、図書室、会議室等を教室の転用していますが、これ以上は難しいです。新たに開校するか、閉校した学校を利用することができないのかお考えをお聞かせください。

**【特別支援教育課】**

知的障害特別支援学校に在籍する児童生徒は、県南部・県東部地域を中心に依然として増加傾向が続いております。

そのため、令和7年3月に策定した埼玉県特別支援教育推進計画に基づき、新校2校の設置及び既存校2校の改築・増築を計画的に進めるとともに、今後の児童生徒数の推移を踏まえ、新校の設置や閉校した学校跡地の活用など効果的な手法を検討しながら、引き続き特別支援学校の教育環境の改善に取り組んでまいります。

## 《教育委員会以外》

### 1. 放課後等デイサービス・卒業後に利用できる新規事業について

放課後等デイサービス及び児童発達支援事業については、年々事業所も増えて利用しやすくなりました。引き続き、障害児の生活を学校と家庭以外に支えられる仕組み作りをお願いします。また、卒業後に利用できる支援事業が限られてしまい、本人や家庭のサポートが十分でない状況にあります。さらに、医療的ケアを必要とする重症心身障害児生徒が利用できる施設はまだ不足しています。そこで以下のことを要望いたします。

- ① 卒業後の生活サポートについて、夕方の生活のさらなる充実に向けた支援をお願いします。放課後等デイサービスについては、受け入れ時間の延長や入浴などのサービス拡張をお願いします。

#### 【障害者支援課】

特別支援学校卒業後、様々な障害福祉サービスの中から本人に合ったサービスを受けることができるよう、学校を通じ、市町村や相談支援事業所など地域の支援機関とつながることが重要です。

放課後等デイサービスについては、令和6年度報酬改定において、個別支援計画に定められた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう基本報酬に時間区分が創設されるとともに、平日に3時間、学校休業日に5時間を超える長時間の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として評価が行われるよう延長支援加算の見直しが行われました。

また、こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行うことを評価する入浴支援加算が創設されています。県としては、引き続き、障害福祉サービスの充実のため、報酬の見直し等について国に要望してまいります。

- ② 誰もが住みやすい地域社会の構築に向けて、各市町村への支援を引き続きお願いします。また、グループホームの設置の推進を引き続きお願いします。

#### 【障害者支援課】

県では、県職員の訪問指導や専門アドバイザーの派遣等により、市町村による地域の体制整備を支援しています。

また、県では、障害者の住まいの場として、国庫補助を活用したグループホームの整備や、県の単独事業として空き家を活用した重度障害者に対応するグループホームの整備に対する支援を実施しております。

今後とも、市町村支援やグループホームの整備促進に取り組んでまいります。

- ③ 障害程度が重度の幼児・児童・生徒の生活支援について、医療的ケアの対応が可能な放課後等デイサービス事業所や日中一時支援事業所の拡充に向けた支援をお願いします。どのような障害のある子どもでも利用できる放課後等デイサービス、保育所等の施設を増やしていただくようお願いします。車椅子の送迎も増やしてください。また、放課後デイの情報を出していただけますようお願いいたします。

#### 【こども支援課】

保育所等における医療的ケア児の受入れについては、保育の実施主体である市町村が行うこととなっております。

県では、医療的ケア児保育支援事業を実施しており、保育所等における医療的ケア児の受入れを行う市町村に対し、看護師等の配置に係る経費等を補助しております。

今後とも、本補助事業の活用により、保育所等における医療的ケア児の受入れが進むよう、市町村に対し支援してまいります。

#### 【障害者支援課】

県では、医療的ケアが必要な重度の障害児が放課後等デイサービス等を利用できるようにするため、事業者に対して、受入れに必要なベッドの設置等の費用の助成及びたん吸引等の医療的ケアを行う職員の養成研修の受講費補助を行っております。

事業所数は、令和4年度末の36か所から令和6年度末の53か所に増加しています。

国の報酬改定では、看護師の配置や送迎に関する加算の充実が図られておりますが、県では、報酬改定の効果を検証し、さらに必要な見直しを行うよう、引き続き、国に要望を行ってまいります。

放課後等デイサービスの指定一覧表及び医療的ケア児の受入可能な放課後等デイサービスの一覧表は、県ホームページで公表しています。

他方、日中一時支援事業は市町村事業であるため、必要に応じ市町村の支援体制整備に対する助言等を行ってまいります。

④ 放課後等デイサービスの利用者負担の格差是正をお願いします。算定の基礎となる段階を増やしてください。

#### 【障害者支援課】

障害児の介護給付費等の負担上限額は、一般1が4,600円に対して、一般2は37,200円と大きな格差が生じていると認識しています。

そのため、県では、国に対し負担上限月額の見直しを要望しています。

## 2. 生活、負担軽減について

生活の負担軽減のために、以下のことを要望いたします。

① 障害児・者が通院しやすい歯科、眼科、耳鼻科、心療内科等の医療的な環境整備について、医療従事者への障害者理解の啓発と併せ、埼玉県医師会にも働きかけをお願いします。また、オンライン診療の発展に伴い、心療内科等の直接受診でなくとも対応可能なものについて拡充をお願いします。

#### 【医療整備課】

令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行され、障害のある人への事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

県では、改正内容を反映させた、厚生労働省の医療関係事業者向けガイドラインをホームページに掲載し、医療関係事業者に向けて合理的配慮の提供を促進しております。また、広報紙による広報のほか、リーフレットの配布や差別に関する相談窓口を設置してまいりました。

事業者における障害者差別解消に向けた取組は、各事業者による自主的な取組が期待されているところであるため、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会に対して、改正障害者差別解消法が施行されたことを通知し、医療機関あて、障害のある人への事業者による合理的配慮の提供が義務化されたことを周知するよう依頼しております。

また、オンライン診療の実施の可否は、安全にオンライン診療が行えることを確認する必要があることから、個別の状況に応じて医師が判断することになりますが、令和6年4月から令和7年9月末までの間に、情報通信機器を用いた診療を関東信越厚生局に届け出た医療機関(オンライン診療を行っている医療機関)は、522医療機関から673医療機関と増加しております。

② 光熱費や物価の高騰により、経済的負担が非常に大きくなっています。最低賃金が引き上げられましたが、物価高騰に追いついていない状況です。引き続き、補助や助成金の支給範囲の拡大をお願いします。また、特別児童扶養手当等、地域格差を是正してください。県として、家庭の負担軽減についてどのような対策を進めていくのか、具体的な内容を教えてください。

#### 【こども政策課】

特別児童扶養手当は法に基づく全国一律の制度でございます。手当額については、児童扶養手当法等に基づき「自動物価スライド制」が採用されており、毎年政令により改定されております。

埼玉県としては、引き続き特別児童扶養手当制度の適正な事務に努めてまいります。

#### 【障害者福祉推進課】

本県では、在宅の重度障害者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、在宅重度心身障害者手当を支給する市町村に対し、補助金を交付しています。

在宅の重度障害児者本人を支給対象とした手当制度は、本県を含め5都県しか実施しておりません。その中でも、年齢制限を設けず、精神障害者保健福祉手帳1級のみを所持している方を補助対象としているのは、本県のみであります。

予算規模の大きな事業であり、補助対象範囲のさらなる拡大は大変厳しい状況にあります。在宅の重度心身障害者の精神、経済的負担の軽減を図るため今後も制度維持に努めてまいります。障害者やそのご家庭への経済的支援は、本来、国が社会保障の一環として責任を持って対応していく必要があります。

障害者に対する所得保障制度の充実については他の都道府県と共同して国に要望してまいります。

③ 保護者の事情や体調不良時に、介助もしくは福祉タクシー利用した場合、補助金を出していただけるようお願いいたします。他に利用できる社会資源や相談窓口があれば、教えてください。

#### 【障害者福祉推進課】

移動に係る補助や助成につきましては、市町村が地域の実情に合わせて実施しております。まずは、市町村の障害福祉の担当課に御相談いただきたいと存じます。

また、御要望につきましては、市町村に対して、担当者会議等を通じてお伝えしてまいります。

- ④ 車椅子や装具等の購入について、申請してから支給決定までに時間が掛かり過ぎている現状を解消してください。

**【障害者福祉推進課】**

補装具の判定については、市町村からの補装具の判定依頼を受けてから実際の相談で来所いただくまでの期間が、概ね2か月程度となっております。

判定依頼案件の集中や、相談に同席いただく申請者や市町村等の事情などの理由により遅れることもあります。できるだけ早期に判定書が交付できるよう今後も取り組んでまいります。

また、特例補装具を御希望されている場合など、特殊なケースについては時間を要することがございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

- ⑤ 相談支援事業はあるものの実態はキャパオーバーでほとんど活用されていません。計画策定支援、各支援施設との調整まで対応できていない状況です。実態を把握したうえで、委託先を増やしたり、報酬を増やして人手不足解消に努めていただくようお願いいたします。また、相談支援員の研修の充実についてですが、年間どのくらい育成されているのか教えてください。毎年定員が埋まってしまうので受講枠を増やしていただくようお願いいたします。

**【障害者支援課】**

計画の策定を担うことができる相談支援事業所は、令和7年3月現在、1,013 事業所ありますが、地域によって偏りもあります。身近な地域に事業所がないため、障害者や障害児の家族がやむを得ずセルフプランを策定するようなことは望ましくないと考えます。

県としては、セルフプラン率が高い市町村に個別にヒアリングを行い、その要因を分析して、各市町村に対し、必要な助言などをしていくとともに、障害者や障害児の家族に利用できる相談支援事業所の情報を適切に提供するよう働きかけてまいります。

国に対しては、利用者との相談やアセスメントなどを行う計画相談の報酬を適切な額に見直すよう要望しています。

また、相談支援従事者養成研修につきましては、受講希望者が定員を上回り受講できない状況を解消するため、令和3年度から民間の事業者などが県の指定を受けて研修を実施できるようにするとともに、令和4年度からは埼玉県相談支援専門員協会などの協力を得てグループワークに必要なファシリテーターを増やし、県が実施する研修の定員を拡大しました。

こうしたことにより、令和6年度は501人が研修を修了しており、研修が必要な全ての方が受講できるようになっています。

今後とも、相談支援従事者の育成に努めてまいります。

- ⑥ ヘルプマークは以前、プラスチック素材に変更になったが、子供の安全面を考えると以前のラバータイプに戻していただきたいです。

**【障害者福祉推進課】**

令和6年11月から、従来のマークに加え、石灰石から生まれた環境に優しい新素材「LIMEX」を使用したマークの配布も開始しました。耐久性と耐水性に優れ、破れにくく水に濡れるところでも使用できます。

また、好きなカードケース等に入れて使用することもできます。ホームページでも御案内しておりますので、お試しください。

### 3. 障害者の進学・就労について

障害者の進学・就労について、以下のことを要望いたします。

- ① 卒業後、専門学校、大学等への進学、一般就労、福祉的就労等、障害の状況や個人の課題に応じた進路選択が柔軟にできるよう、各種学校、企業、事業所等への働きかけをお願いします。

#### 【就業支援課】

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用開拓、雇用支援及び定着支援を一体的に行うことにより、企業における障害者雇用を支援しています。

具体的には、同センターに障害者雇用開拓員を6人配置し、法定雇用率を達していない企業等を訪問し、直接経営者に障害者の雇用を働き掛けています。

また、障害者雇用を検討する企業に対して障害者に適した業務内容の提案を行ったり、障害者雇用の経験のない県内企業に対して障害者の短期雇用体験を実施するなどし、障害者雇用につながるよう積極的に支援しています。

さらに、就労後の職場定着のために、働きやすい職場環境づくりをアドバイスするジョブコーチを企業に派遣しています。

今後も引き続き、企業における障害者の働く場を拡大し、障害者が安定して活躍できる環境づくりを支援してまいります。

#### 【障害者支援課】

福祉的な就労支援の一環として、令和7年10月から新たな障害福祉サービスである「就労選択支援」が開始されました。

これは、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメント手法を活用して支援するサービスです。

サービスの運用に当たり、関係部署と連携するとともに、事業所や市町村に対して必要な情報提供を行い、障害者の柔軟な進路選択につながるよう努めてまいります。

- ② 就労後、職場環境になじめず人間関係でつまずき離職するケースが多くなっています。引き続き、就労後の支援の継続と相談窓口の充実をお願いします。

#### 【就業支援課】

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用開拓、雇用支援及び定着支援を一体的に行うことにより、企業における障害者雇用を支援しています。

就労後の支援の継続については、市町村障害者就労支援センター等と連携し、職場にジョブコーチを派遣するなど、職場適用に課題を掲げる障害者と企業に対して、支援を行っています。

また、相談窓口の充実に資するため、市町村障害者就労支援センターに対してスキル向上研修を行い、地域の支援機関の支援力向上を図っています。

今後も引き続き、障害者が安定して活躍できる環境づくりを支援してまいります。

#### 【障害者支援課】

埼玉県には、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づいて知事が指定した障害者就業・生活支援センターが10か所あります。

当該センターに対し、国(埼玉労働局)が就業面での支援について、県が生活面での支援について委託しており、就職や職場定着が困難な障害者を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携調整を行いながら、就業面及び生活面における一体的な支援を行っています。

今後もこれらの相談窓口の充実を図りつつ、障害のある方の就労後の支援に努めてまいります。

③ 障害者雇用総合サポートセンター等の企業への働きかけから、障害者の採用枠の更なる拡大をお願いします。

#### 【就業支援課】

県では、障害者雇用総合サポートセンターを設置し、雇用開拓、雇用支援及び定着支援を一体的に行うことにより、企業における障害者雇用に支援しています。

具体的には、同センターに障害者雇用開拓員を6人配置し、法定雇用率を達していない企業等を訪問し、直接経営者に障害者の雇用に働き掛けています。

また、障害者雇用を検討する企業に対して障害者に適した業務内容の提案や障害者の短期雇用体験などを行うことにより、障害者雇用につながるよう積極的に支援しています。

さらに、就労後の職場定着のために、働きやすい職場環境づくりをアドバイスするジョブコーチを企業に派遣しています。

ハローワークなどの関係機関と連携して取組を進め、令和6年6月1日現在の埼玉県の民間企業における障害者雇用労働者数は17,987.5人と、22年連続で過去最高となっています。

今後も引き続き、企業における障害者の働く場を拡大し、障害者が安定して活躍できる環境づくりを支援してまいります。

④ 県の公共施設等での障害者の採用を引き続きお願いします。また、送迎についても対応してくださるようお願いします。

#### 【教育局総務課】

県教育委員会では、令和元年度に障害者雇用促進法に基づく「埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画」を策定し、また、令和5年度から開始した「第2期埼玉県教育委員会障害者活躍推進計画」に基づき、障害者の雇用の拡大に努めています。

具体的には、教員採用選考では、令和元年度実施の障害者特別選考から精神障害を新たに対象に追加しました。

また、行政職員については、令和元年度から人事委員会が実施する障害者を対象とした職員採用試験において、知的障害を受験対象とするとともに、年齢要件を60歳(受験時)まで引き上げるなど、障害のある方が志願しやすい工夫をしております。

加えて、令和元年度から実習助手、令和3年度から寄宿舎指導員の採用選考においても、身体障害及び精神障害を対象とした特別選考を実施しております。

さらに、会計年度任用職員については、教育局、県立学校、小中学校における事務補助や環境

整備補助として随時雇用を進めております。

職員の送迎について雇用主として実施することは費用等の面から困難ですが、職員本人が所有する車等で、職員本人の通勤のために家族等が送迎する場合には、通勤手当の対象となります。また、通勤においてタクシーを利用した場合にも通勤手当の対象となる場合があります。

#### 【人事課】

県では、障害者雇用の促進を図り、公平採用の観点から広く門戸を開くために「令和元年度障害者を対象とした埼玉県職員採用選考」において、「自力通勤、自力職務遂行及び県内居住要件」や「年齢要件の上限」を撤廃しました。

また、平成30年度選考から精神障害者を選考対象に追加するとともに、令和元年度選考から知的障害者を選考対象に追加しました。

庁内の定型業務を集約化し、ICTの活用等により効率的に処理を行うスマートステーション「flat(フラット)」を令和2年度に開設し、このスマートステーションで働く会計年度任用職員のうち一定数について、障害のある方を採用しております。

また、令和7年度から、障害者の特性や希望する働き方により一層寄り添えるよう、職場実習を実施し、自信のついた障害者が短時間勤務の会計年度任用職員として公務に参画できるよう、雇用機会を拡大しました。

障害のある方の採用・配属に当たりましては、個々の職員の経験や能力を活かし各所属で活躍していただけるよう、障害の種類や程度、適性、能力、過去の経験、意向、通勤事情等を考慮し、本人から十分に話を聞いたうえで配属しております。

#### 4. 地域環境整備について

地域環境整備について、以下のことを要望いたします。

①駅の点字ブロック、ホームドア、エレベーター、スロープ等のユニバーサルデザイン化の対応について、鉄道事業者等に対しての働きかけを引き続きお願いいたします。

#### 【交通政策課】

県では、ホームからの転落事故を防止するため、駅ホームにおける内方線付き点状ブロックやホームドアの整備事業に対する補助制度を設け、市町村と共に鉄道事業者を支援することにより内方線付き点状ブロックやホームドアの整備を推進しています。

また、鉄道を誰にとっても利用しやすいものとするため、駅施設におけるエレベーターやスロープ等の設置事業に対する補助制度を設け、市町村と共に鉄道事業者を支援することによりエレベーターやスロープ等の整備を推進しています。

その他、鉄道事業者に対して、バリアフリー化の推進等快適な鉄道利用環境の整備について要望を行っています。

今後とも、鉄道事業者に対し、バリアフリー化の推進等快適な鉄道利用環境の整備について働きかけるとともに、引き続き補助制度を実施することにより鉄道事業者の内方線付き点状ブロック、ホームドア、エレベーター、スロープ等の整備を支援してまいります。

②点字ブロックの老朽化している部分、また未だ整備不十分な場所が多々あります。危険回避のため引き続き整備をお願いします。

**【道路環境課】**

点字ブロックの老朽化している部分については、日常のパトロール点検などで補修が必要な箇所を確認し、随時補修してまいります。

また、整備につきましては、駅や福祉施設、公共施設の周辺などにおいて、状況を確認しながら引き続き必要な整備を進めてまいります。

③パーキング・パーミット制度(埼玉県思いやり駐車場制度)を周知・普及させてください。

**【福祉政策課】**

障害のある方や要介護高齢者、妊産婦の方など歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方などのための駐車区画の適正利用を推進するため、市町村と連携して制度を運用するとともに、協力施設の拡大と区画塗装の促進に向けた事業者への働きかけや県民等への制度周知に努めてまいります。

④車椅子使用者用駐車区画の狭いところがあり、スロープを出せないため改善してください。

**【福祉政策課】**

福祉のまちづくり条例において、「生活関連施設の新設等をしようとする者は、規則で定める整備基準を順守しなければならない。」と規定されています。

車椅子使用者用駐車施設の幅については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場については、車椅子使用者が乗降しやすいよう、幅は350センチメートル以上とすることとされています。

県では毎年度、建築関係団体のセミナー等において、福祉のまちづくり条例の説明等を行い、普及啓発を図っているところです。

引き続き、既存の施設等においても福祉のまちづくり条例に沿った改善が進むよう、啓発を行ってまいります。

⑤学校周辺の通学路に歩道がない道路があり、自主通学をしている児童生徒が危険な状況にあります。学校周囲の歩道の整備をお願いします。また、あわせて県道の除草をお願いします。

**【道路街路課】**

県では、児童を中心とした歩行者の安全を確保するため、通学路及び未就学児の移動経路を優先して、歩道整備を進めております。

また、概ね5年ごとに通学路の安全総点検を行っており、小中学校や特別支援学校などの通学路を対象に学校関係者及び保護者の方に歩行者目線で危険箇所を確認いただいております。

この点検結果や現地の状況を踏まえ、第5期埼玉県通学路整備計画(令和4年度～令和8年度)を策定し、歩道整備などを推進しております。

引き続き、児童生徒などの安全確保に努めてまいります。

**【道路環境課】**

県道の除草につきましては、その年の気候や生育状況、沿道環境など考慮し、できるだけ適切な時期に実施できるよう努めてまいります。

⑥外出して子供のトイレに困ることがあります。1人で入って流す場所がわからず諦めて出てくることもあります。自動で流れたり、音声案内があったりすれば良いですが、公共施設のホームページや案内にトイレの仕様(レバーのタイプや場所)が載っているとありがたいです。また、親と入れる多目的トイレを増やしてほしいです。

**【福祉政策課】**

高齢者、障害者等の社会参加や外出の機会をさらに促進するため、福祉のまちづくり条例において、車椅子対応トイレやオストメイト対応トイレなどについて、設置や構造に係る整備基準が定められています。

トイレの仕様に係る案内表示についての整備基準はございませんが、望ましい整備として、視覚・知的・発達障害者等への異性による介助などに配慮し、利用者の実態に即した便所・便房を設置することや同一建築物等では便房の配置は設備等を統一することなどを掲げています。

多目的トイレは、現在はバリアフリートイレという呼称が一般的となっておりますが、県では事業者が新たに一般のトイレを設置したり、改修する際にはバリアフリートイレを整備していただくよう、建築士向け法令説明会やホームページなどで周知しているところです。

さらに、ショッピングセンターなどの商業施設に対して、チラシを配布するなどバリアフリートイレの整備について働きかけを行っています。

引き続き、バリアフリートイレの設置が進むよう、啓発を行ってまいります。

⑦公共のプールやトイレに障害者用の更衣室が必要になることもあり苦慮しています。障害者用の更衣室の設置についてよろしくお願いします。

**【障害者福祉推進課】**

障害者差別解消法では、行政機関等や事業者が合理的配慮の提供をしやすいするために、「環境の整備」に努めるよう規定しています。

公共施設の環境の整備については、市町村職員向けの研修会などの機会を捉え、必要性について周知し、設置の働きかけを行ってまいります。

今後も、行政機関等において、合理的配慮に関する環境の整備が進むよう、引き続き、法の趣旨を周知・啓発してまいります。